

令和4年度埼玉県新型コロナウイルス感染症医療提供体制支援事業費  
補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、新型コロナウイルス感染症に対応する医療提供体制の構築に資する事業であって、県が適当と認めるものについて、当該事業を実施する医療機関（県内の医療機関のうち、開設者が国以外のもの。以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

- 第2条 補助金の交付の対象となる事業は、別紙1から別紙4までの事業のうち、第5条に定める事業計画書に記載されたものとする。

(交付額の算定方法)

- 第3条 補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。
- (1) 別紙5の1、2、3はそれぞれの事業の基準額と、対象経費の支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。ただし、それぞれの事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (2) 別紙5の4は基準額を選定する。

(交付の条件)

- 第4条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具については、規則第19条第2号により知事が定める期間（5年）を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければ

ならない。

(7) 別紙2に規定する病床確保支援事業における病床確保に関して、同5留意事項(2)に規定するとおり、県調整本部等から新型コロナウイルス感染症患者等の入院受入要請があった場合は、正当な理由なく断ってはならない。

(8) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、様式第5号により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(9) この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。

(10) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

(事業計画書の作成及び提出)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、様式第1号別紙1に定める事業計画書を作成し、交付の申請に際して、当該計画書を知事に対して提出するものとする。

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

(添付書類)

第7条 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

(1) 当該事業に係る歳入歳出予算書抄本

(2) その他参考となる資料

(変更申請手続)

第8条 補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更するため変更交付申請を行う場合には、第3条、第5条、第6条及び第7条に準じた手続により行うものとする。

(交付決定通知書の様式)

第9条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助金の支払い)

第 10 条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者が提出する請求書に基づいて支払いを行う。

ただし、知事は、必要があると認めるときは、予算額の範囲内において概算払をすることができる。また、別紙 2 に規定する病床確保支援事業における空床確保に係る補助金について、同 5 留意事項 (2) が適切に実施されていない場合においては、空床確保に係る補助金の交付の執行停止を行うことがある。

(状況報告)

第 11 条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第 12 条 規則第 1 3 条の実績報告書の様式は、様式第 3 号のとおりとし、その提出期限は、事業完了後 30 日以内又は補助金申請日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までとする。

(添付書類)

第 13 条 前条の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 所要額精算書
- (2) 事業実績報告書
- (3) 当該事業に係る歳入歳出決算書 (見込) の抄本 (当該補助事業の決算額を備考欄等に記入すること)
- (4) その他参考となる資料

(確定通知書の様式)

第 14 条 規則第 1 4 条の確定通知書の様式は、様式第 4 号のとおりとする。

(補助金の返還)

第 15 条 この補助金の返還は、次により行うものとする。

- (1) 知事は、別紙 2 に規定する病床確保支援事業における空床確保に係る補助金について、同 5 留意事項 (2) が適切に実施されていない場合においては、期限を定めて、当該補助金について返還を命ずるものとする。
- (2) 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第 15 条の 2 補助事業者は、別記記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

2 知事は、補助事業者が別記暴力団排除に関する誓約事項に違反したことが判明した場合には、交付決定を取り消し返還を命ずることができる。

(その他)

第 16 条 この交付要綱に定める補助対象事業については、第 1 条第 2 項の規定にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年厚生省・労働省令第 6 号）の適用がある。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。なお、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 27 日から施行する。なお、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 2 月 15 日から施行する。なお、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

## 別記

### 暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が(1)から(4)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、(1)から(4)までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（(5)に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

## 別紙 1

### 医療従事者特殊勤務手当支援事業

#### 1 目的

この事業は、新型コロナウイルス感染症患者及び疑似症患者（以下「新型コロナウイルス感染症患者等」という。）を受け入れる医療機関に対して補助金を交付し、感染リスクの高い患者への入院診療に携わる医療従事者への特殊勤務手当（危険手当等）の支給に必要な費用を助成することにより、地域における新型コロナウイルス感染症に対応する医療提供体制を構築することを目的とする。

#### 2 補助対象の医療機関

- (1) 感染症指定医療機関以外の医療機関の病床又は感染症指定医療機関における感染症病床以外の病床（以下「一般病床等」という。）で県調整本部等からの要請に応じて、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関。
- (2) 「疑い患者受入協力医療機関」として県が指定した医療機関。

#### 3 補助対象の事業内容

新型コロナウイルス感染症患者等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等に基づき当該患者を一般病床等に入院させ、その診療に携わる医療従事者に対して手当を支給する。

#### 4 補助対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

ただし、2（2）の医療機関については、原則として令和4年4月1日から令和4年9月30日までとする。

#### 5 留意事項

- (1) 本事業における一般病床等は、原則として医療機関が知事に協議した病床に限るものとする。

## 病床確保支援事業

### 1 目的

この事業は、原則として新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるための病床を確保する医療機関に対して補助金を交付し、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる病床の確保及び消毒等に必要な費用を助成することにより、地域における新型コロナウイルス感染症に対応する医療提供体制を構築することを目的とする。

### 2 補助対象の医療機関

県調整本部等からの要請に応じて、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる以下の医療機関。

- (1) 「重点医療機関」として県が指定した医療機関のうち、特定機能病院等に該当する医療機関。
- (2) 「重点医療機関」として県が指定した医療機関のうち、(1) を除く一般の医療機関。
- (3) 「疑い患者受入協力医療機関」として県が指定した医療機関。
- (4) (1) から (3) 以外の医療機関。

### 3 補助対象の事業内容

#### (1) 空床確保（確保中の消毒を含む）

原則として新型コロナウイルス感染症患者等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等に基づき当該患者を入院させる病床を確保し、県調整本部等からの要請に応じて患者を受け入れる。

#### (2) その他消毒

新型コロナウイルス感染症患者等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等に基づき当該患者を確保病床へ入院させるに当たって、平成30年12月27日健感発1227第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」、令和2年10月2日改訂 国立国際医療研究センター国際感染症センター「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」に準じて消毒を行う。

### 4 補助対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

ただし、2(3)の医療機関については、原則として令和4年4月1日から令和4年9月30日までとする。

## 5 留意事項

- (1) 2 (1) の「特定機能病院等に該当する医療機関」とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、令和2年4月以降に、体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。
- (2) 本事業の補助対象となる2 (1) から (4) の医療機関は、県調整本部等からの新型コロナウイルス感染症患者等の入院受け入れ要請があった場合は、正当な理由なく断らないこと。正当な理由なく患者を受け入れなかった場合には、空床確保にかかる補助金の返還又は申請の取り下げを行うこと。
- (3) 本事業の補助対象となる2 (1) から (4) の医療機関は、日々の空床数や入院患者の数等について県に報告を行うほか、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）に病床の使用状況等の入力を実施を行うことにより入院受入状況等を正確に把握できるようにし、新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）に必要な情報の入力を行うこと。
- (4) 3 (1) の「空床確保」とは、新型コロナウイルス感染症患者等の入院のために確保するものとして、原則として医療機関が知事に協議した病床に限るものとする。

また、空床確保の対象となる病床には、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるために休床とした病床（休止病床）を含むものとする。

これらの病床には、補助金が支給されている間、新型コロナウイルス感染症患者以外の患者を受け入れてはいけないものとする。
- (5) 病床確保料の一部については、新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う医療従事者に対して処遇改善を行うために用いることとし、県に処遇改善内容の報告をするものとする。



## 別紙 3

### 医療従事者宿泊支援事業

#### 1 目的

この事業は、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる医療機関において当該入院患者に対応する医療従事者に対し、負担軽減及び感染拡大防止の観点から宿泊先を確保する医療機関に必要な費用を助成することにより、地域における新型コロナウイルス感染症に対応する医療提供体制を構築することを目的とする。

#### 2 補助対象の医療機関

- (1) 県調整本部等からの要請に応じて、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関。
- (2) 「疑い患者受入協力医療機関」として県が指定した医療機関。

#### 3 補助対象の事業内容

##### (1) 宿泊施設滞在

新型コロナウイルス感染症患者等に対応する医療従事者の負担軽減及び感染拡大防止のため、宿泊施設に滞在するための費用を支援する（ただし付帯施設の利用料金は除く。）。

##### (2) 宿泊施設借り上げ

新型コロナウイルス感染症患者等に対応する医療従事者の負担軽減及び感染拡大防止のため、滞在施設を借り上げるための費用を支援する。

#### 4 補助対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

ただし、2(2)の医療機関については、原則として令和4年4月1日から令和4年9月30日までとする。

#### 5 留意事項

(1) 本事業の対象は、医療機関があらかじめ契約等により指定する宿泊施設であって、医療従事者が新型コロナウイルス感染症患者等の対応のため業務が深夜に及んだ場合、若しくは基礎疾患を有する家族等と同居しており帰宅することが困難である場合等に限るものとする。

## 別紙 4

### 感染症患者入院受入協力支援事業

#### 1 目的

この事業は、一般病床等で新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる医療機関に対して補助金を交付し、医療機関の負担軽減と医療従事者の感染防止に必要な費用を助成することにより、地域における新型コロナウイルス感染症に対応する医療提供体制を構築することを目的とする。

#### 2 補助対象の医療機関

- (1) 県調整本部等からの要請に応じて、一般病床等で新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関。
- (2) 「疑い患者受入協力医療機関」として県が指定した医療機関。

#### 3 補助対象の事業内容

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者受入れ  
一般病床等で新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる。
- (2) 新型コロナウイルス感染症疑似症患者受入れ  
「疑い患者受入協力医療機関」として県が指定した医療機関が確保した一般病床等で、救急搬送等された疑似症患者を受け入れる。

#### 4 補助対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

ただし、2(2)の医療機関については、原則として令和4年4月1日から令和4年9月30日までとする。

#### 5 留意事項

- (1) 本事業における一般病床等は、医療機関が知事に協議した病床に限るものとする。

## 別紙 5

## 埼玉県新型コロナウイルス感染症医療提供体制支援事業費補助金交付額算定基準

事業区分	基準額	対象経費	補助率
1 医療従事者特殊勤務手当支援事業	<p>【上限額】</p> <p>1日あたり4,000円/人</p> <p>*別紙1「2(2)」の医療機関の補助対象期間は、原則として令和4年4月1日から令和4年9月30日までとする。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症患者等について一般病床等に入院させ、その診療に携わる医療従事者に対して医療機関が支給する特殊勤務手当（危険手当等）。</p>	10/10
2 病床確保支援事業	<p>(1) 空床確保</p> <p>ただし、医療機関における即応病床使用率（前3か月間）が県の平均の30%を超えて下回る医療機関は〔 〕内を適用する。なお、病床の機能と患者像に乖離があるなど、地域の実情によりやむを得ないと県が判断した場合は除く。</p> <p>ア 別紙2「2(1)」</p> <p>(ア) 稼働病床</p> <p>a ICUを確保する場合 436,000円〔305,000円〕に確保日数(※)を乗じた金額</p> <p>b HCUを確保する場合 211,000円〔148,000円〕に確保日数(※)を乗じた金額</p> <p>c 上記以外の病床を確保する場合 74,000円〔52,000円〕に確保日数(※)を乗じた金額</p> <p>(イ) 休止病床（即応病床1床あたり2床まで（ICU・HCU病床は4床まで））</p> <p>a ICUを確保する場合 436,000円〔305,000円〕に確保日数(※)を乗じた金額</p> <p>b HCUを確保する場合 211,000円〔148,000円〕に確保日数(※)を乗じた金額</p> <p>c 療養病床を確保する場合 16,000円〔11,000円〕に確保日数</p>	<p>(1) 空床確保（確保中の消毒を含む）</p> <p>空床確保料</p>	10/10

	<p>(※)を乗じた金額</p> <p>d 上記以外の病床を確保する場合 74,000 円 [52,000 円] に確保日数 (※)を乗じた金額</p> <p>イ 別紙2「2(2)」</p> <p>(ア) 稼働病床</p> <p>a ICUを確保する場合 301,000 円 [211,000 円] に確保日数 (※)を乗じた金額</p> <p>b HCUを確保する場合 211,000 円 [148,000 円] に確保日数 (※)を乗じた金額</p> <p>c 上記以外の病床を確保する場合 71,000 円 [50,000 円] に確保日数 (※)を乗じた金額</p> <p>(イ) 休止病床(即応病床1床あたり 2床まで(ICU・HCU病床は4床ま で))</p> <p>a ICUを確保する場合 301,000 円 [211,000 円] に確保日数 (※)を乗じた金額</p> <p>b HCUを確保する場合 211,000 円 [148,000 円] に確保日数 (※)を乗じた金額</p> <p>c 療養病床を確保する場合 16,000 円 [11,000 円] に確保日数 (※)を乗じた金額</p> <p>d 上記以外の病床を確保する場合 71,000 円 [50,000 円] に確保日数 (※)を乗じた金額</p> <p>ウ 別紙2「2(3)」</p> <p>(ア) 稼働病床</p> <p>a ICUを確保する場合 301,000 円 [211,000 円] に確保日数 (※)を乗じた金額</p> <p>b HCUを確保する場合 211,000 円 [148,000 円] に確保日数 (※)を乗じた金額</p> <p>c 上記以外の病床を確保する場合 52,000 円 [36,000 円] に確保日数</p>		
--	--	--	--

	<p>(※)を乗じた金額</p> <p>(イ) 休止病床（即応病床1床あたり2床まで（ICU・HCU病床は4床まで））</p> <p>a ICUを確保する場合 301,000円 [211,000円] に確保日数(※)を乗じた金額</p> <p>b HCUを確保する場合 211,000円 [148,000円] に確保日数(※)を乗じた金額</p> <p>c 療養病床を確保する場合 16,000円 [11,000円] に確保日数(※)を乗じた金額</p> <p>d 上記以外の病床を確保する場合 52,000円 [36,000円] に確保日数(※)を乗じた金額</p> <p>*別紙2「2(3)」の医療機関の補助対象期間は、原則として令和4年4月1日から令和4年9月30日までとする。</p> <p>エ 別紙2「2(4)」</p> <p>(ア) 稼働病床</p> <p>a ICU内の病床を確保する場合 97,000円 [68,000円] に確保日数(※)を乗じた金額</p> <p>b 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 41,000円 [29,000円] に確保日数(※)を乗じた金額</p> <p>c 上記以外の場合 16,000円 [11,000円] に確保日数(※)を乗じた金額</p> <p>(イ) 休止病床（即応病床1床あたり2床まで（ICU・HCU病床は4床まで））</p> <p>a ICU内の病床を確保する場合 97,000円 [68,000円] に確保日数(※)を乗じた金額</p> <p>b 重症患者又は中等症患者を受け入</p>		
--	--	--	--

	<p>れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 41,000 円 [29,000 円] に確保日数(※)を乗じた金額</p> <p>c 上記以外の場合 16,000 円 [11,000 円] に確保日数(※)を乗じた金額</p> <p>※新型コロナウイルス感染症患者等の受入れ病床を確保した日数(最大空床確保日数)から新型コロナウイルス感染症患者等及び一般患者の受入れにより病床を使用した日数を差し引いた日数とする。</p> <p>(2) その他消毒 知事が必要と認める額</p>	<p>(2) その他消毒 消毒に必要な需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料、賃借料、備品購入費 ・平成30年12月27日健感発1227第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」、令和2年10月2日改訂 国立国際医療研究センター国際感染症センター「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」に準じて消毒を行った場合に限る。</p>	
<p>3 医療従事者宿泊支援事業</p>	<p>【上限額】</p> <p>(1) 宿泊施設滞在 1泊あたり 13,100 円/人</p> <p>(2) 宿泊施設借り上げ 1日あたり 13,100 円/室</p> <p>*別紙3「2(2)」の医療機関の補助対象期間は、原則として令和4年</p>	<p>(1) 宿泊施設滞在 新型コロナウイルス感染症患者等に対応する医療従事者のホテル等の宿泊費(付帯施設の利用料は除く)</p> <p>(2) 宿泊施設借り上げ 新型コロナウイルス感染症患者等に対応する医療従事者の滞在施設の借上費及び借上</p>	<p>10/10</p>

	4月1日から令和4年9月30日までとする。	に付随する経費（備品・消耗品レンタル料、消耗品・備品購入費、役務費等）	
4 感染症患者入院受入協力支援事業	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症患者受入れ</p> <p>ア 一般病床等で受け入れる重症の新型コロナウイルス感染症患者</p> <p>(ア)ECMO 患者 1人あたり 1,500,000 円</p> <p>(イ)その他 1人あたり 750,000 円</p> <p>イ 一般病床等で受け入れる重症以外の新型コロナウイルス感染症患者</p> <p>(ア)ネーザルハイフロー患者 1人あたり 500,000 円</p> <p>(イ)その他 1人あたり 250,000 円</p> <p>※土曜日、日曜日及び祝日又は時間外（午後6時から翌朝8時）に新たに一般病床等で受け入れる新型コロナウイルス感染症患者については、1人あたり 250,000 円を加算する。</p> <p>(2) 疑い患者受入れ 県と協議した疑い患者専用病床で受け入れる疑い患者 1人あたり 50,000 円</p> <p>* (2) の補助対象期間は、原則として令和4年4月1日から令和4年9月30日までとする。</p>	無し	10/10